

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 給水装置工事（第5条―第9条）
- 第3章 給水（第10条―第17条）
- 第4章 料金、使用料、加入金及び手数料（第18条―第36条）
- 第5章 貯水槽水道（第37条―第39条）
- 第6章 雑則（第40条―第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、泉南水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める泉南水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（代理人及び管理人の選定又は変更の届出）

第3条 所有者が条例第5条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する代理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

2 条例第6条第1項の規定による管理人の選定を求められたときは、直ちに次に定めるところにより企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する管理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

（1）給水装置を共有するとき 所有者の連署

（2）共用給水装置を利用するとき 使用者の連署

（届出義務者）

第4条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するとき 使用者
- (2) 給水装置を廃止するとき 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者又は所有者
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者
- (5) 使用者に変更があったとき 使用者
- (6) 所有者に変更があったとき 所有者
- (7) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

(設計審査及び工事検査)

第6条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、工事の適正な施行を確保するため、前条第1項の申込書等に基づき、設置しようとする給水装置の構造、材質、施工方法等が基準に適合していることの確認をする設計審査を行う。

2 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の施行中及び完了後に、前項の設計審査の内容と照合するための工事検査を行う。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第7条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとする

ときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 工事申込者が加入金及び手数料を納期限までに納付しないときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 工事申込者が給水装置工事の承認を受けた日から6月を経過しても竣工^{しゅん}届を提出しないときは、当該給水装置工事を取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給水装置の構成)

第8条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第13条第1項の規定により企業長が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質は、別に定める。

第3章 給水

(メーターの設置数)

第10条 メーターは、次に定める個数を設置しなければならない。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

(1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個

(2) 貯水槽水道を設置するものについては、貯水槽水道ごとに1個

(メーターの設置位置)

第11条 メーターは、給水管と同口径を標準とし、その点検又は機能に支障を来さないよう公道側に接近する地点に設置しなければならない。

2 集合住宅、住宅団地、寮、社宅、貸店舗、事業場等（以下「集合住宅等」という。）で2階以上の場合は、全て1階でメーターの点検ができるなど、企業長の指示するところに設置しなければならない。

3 企業長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることがある。

(メーターの保管)

第12条 保管者は、メーターの設置場所にその点検若しくは機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、保管者に原状回復を命じ、履行しないときは、企業長が施行し、その費用を違反者から徴収する。

(亡失メーターの損害賠償)

第13条 条例第21条第3項の規定により、メーターを亡失した場合は、取得価額又は再評価額について定額法により使用の経過年数に応じて減価償却額を定め、次式により算出した残存価額を損害額として賠償しなければならない。

損害額（残存価額）＝取得価額（又は再評価額）－取得価額（又は再評価額）×0.9×0.125×経過年数

2 メーターの耐用年数は、8年とする。

3 使用経過年数は、メーター台帳により算出する。

（損傷メーターの損害賠償）

第14条 メーター（附属器具を含む。）を毀損した場合は、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項の場合においては、条例第21条第3項の規定により、別に定めるところにより、その補修等に必要な費用を損害額として賠償しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第15条 条例第22条第1項の規定により私設消火栓を消防の演習に使用しようとするときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

2 私設消火栓には、企業長が封をするものとする。

（給水装置の修繕の費用負担）

第16条 条例第23条第5項ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、メーターより屋外方向の給水装置（メーターを含む。）に異常が生じた場合に係る修繕を行うときとする。

2 条例第23条第5項ただし書の規定にかかわらず、前項の場合において原因者がいるときは、修繕の費用は、当該原因者の負担とする。ただし、企業長がやむを得ない事情があると認めるときは、原因者から徴収しないことがある。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第17条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことができる。

2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

（1）給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

（2）水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、使用料、加入金及び手数料

（料金及び使用料）

第18条 条例第26条第1項の料金又は同条第2項の使用料の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（料金の月計算）

第19条 料金は、使用水量を2月に1回計量する場合にあっては、前回の計量日の翌日から当月の定例日までの使用水量を条例第28条第1項

の規定により引き直したものを1月として徴収する。

- 2 使用水量を毎月計量する場合にあっては、前月の定例日の翌日から当月の定例日までを1月として算定し、計量した日の属する月分として料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第20条 条例第28条（第4項を除く。）の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

- 2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

(使用水量の認定)

第21条 条例第29条の規定による認定は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 前年同月の実績による。

(2) 前年同月の実績により難い理由があるときは、水量不明月の前3月又は前6月の使用実績から最も妥当と認められる量による。

(3) メーターの機能検査の結果、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条の使用公差を超えるときは、その割合に応じて算出する。

(資料の提出)

第22条 条例第26条第4項の規定による用途の認定又は条例第29条の規定による使用水量の認定に関し、企業長が必要と認めるときは、使用者等に資料の提出を求めることができる。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第23条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、1月分として算定する。

- 2 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その都度、使用水量を計量し、算定する。

(給水の中止又は給水装置の廃止の届出のない場合の料金等)

第24条 条例第33条第3項の規定により、条例第7条第1項第1号又は同項第2号に規定する届出がないときは、水を使用しない場合であっても基本料金及び使用料を徴収する。

(集合住宅等の取扱い)

第25条 集合住宅等で貯水槽水道を設置するものにあつては、貯水槽水道上流のメーター（以下「親メーター」という。）の指示水量により料金を算定し、徴収する。

2 前項の料金の算定方法等は、別に定める。

3 企業長は、集合住宅等で貯水槽水道を設置する各戸（箇所）の給水装置が次に掲げる条件に適合している場合には、委託の申請により貯水槽水道末流に使用区分するため設置したメーター（以下「子メーター」という。）ごとに使用水量を計量し、料金を徴収することができる。

（1）貯水槽水道を設置する各戸（箇所）の給水装置が別に定める基準に適合していること。

（2）子メーターの機種は、企業長が指示するものであること。

（3）子メーターの設置及び維持管理に要する費用は、委託の申請者（以下「申請者」という。）が負担すること。

（4）メーターの点検及び料金の徴収に要する費用は、申請者が負担すること。

（5）その他企業長が必要と認める条件に適合していること。

4 前項の場合における取扱いの細目及び費用の負担の基準は、別に定める。

（集合住宅等の料金の算定）

第26条 前条第3項の場合において親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和を超えるときは、次に掲げる算式により、その差水量の料金を算定し、家主、管理人等から徴収する。

（親メーターの指示水量－子メーターの指示水量の総和）×条例別表第1第1項第4号に規定する料金

（臨時給水の場合の料金の前納等）

第27条 条例第34条の規定により、条例別表第1第1項第3号に規定する臨時用の料金を適用する場合は、申込みの際、次の表に定める前納料金を納付しなければならない。

メーター口径	前納料金
	円
20ミリメートル	50,000
25ミリメートル	540,000
30ミリメートル	840,000
40ミリメートル	1,680,000
50ミリメートル	2,940,000
75ミリメートル以上	その都度企業長が定める。

2 前項の前納料金は、使用者から給水装置の廃止の届出があつたときに、現場確認の上、条例別表第1第1項第3号により算定して精算す

る。

- 3 第1項の前納料金には、利息を付けない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、使用実績が前納料金を上回ることとなったときは、以後の使用予定期間について過去の実績等から勘案して前納料金の額を定め、直ちに追加徴収する。
- 5 臨時給水の申込み、工事の施行、設計審査、本管からの引込工事費を工事申込者の負担とすることなど手続及び費用の負担については、全て一般給水の申込みの例による。
- 6 臨時給水の申込みの際、加入金については、一般給水の申込みに準じて適用する。ただし、使用予定期間が1年を超えるときは1年又は1年未満の端数を増すごとに同額を加算する。また、使用期間が1年未満のときは、月割計算により精算する。
- 7 本条を適用する場合においては、名義変更は認めず、引き続いてその設備を承継して使用する場合であっても改めて申し込まなければならない。
- 8 一般の給水装置の申込みにあっても、必要な許可条件を満たさないときには、臨時給水とみなし本条を適用する。

（料金の徴収方法）

第28条 料金は、次の各号のいずれかに掲げる方法により徴収する。

- (1) 口座振替による方法
 - (2) 納入通知書による方法
 - (3) 企業長が料金の収納事務を委託するコンビニエンスストア又は窓口での払込みによる方法
 - (4) その他企業長が必要と認めるときは、その他の方法
- 2 共用給水装置の料金については、メーターごとに1通の納入通知書により、管理人が取りまとめて納付しなければならない。

（加入金の納付等）

第29条 加入金は、工事の施行承認の際、納入通知書により納付しなければならない。

- 2 加入金の納入義務者は、納入通知書の納期限までに納付しなければならない。
- 3 給水を受けている者が使用量の増加により、企業長が別に定めるメーター口径に应ずる使用水量の限度を超えて使用することとなったときは、企業長は使用者等に対し、使用水量に応じた給水装置の改造等適切な処置をさせ、条例第36条第1項の規定により加入金の差額を納付させることができる。
- 4 前項の適用にあつては、使用水量3月（連続）分の平均実績により判定する。

（加入金の追徴）

第30条 加入金が納付されたのち、工事の変更によりメーターの口径を

増すときは、条例第36条第1項の規定により、増径後のメーターによる加入金と既納の加入金との差額を納付しなければならない。

(加入金の還付)

第31条 条例第36条第5項の特別な場合は、給水装置の新設又は改造の工事の申込者が当該工事の申込みを取り下げ、又は取り消したときとする。

(特別な場合の加入金)

第32条 集合住宅等の貯水槽水道の各戸(箇所)の給水装置の加入金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸(箇所)の引込管の口径をメーターの口径とみなして各戸(箇所)ごとに算定した額の合計額とする。ただし、その口径が20ミリメートル未満の場合であっても、20ミリメートルとしての加入金を納付しなければならない。

(手数料)

第33条 条例別表第5第1項第2号から第4号までの1件につきとは、原則として、メーター1個について1件とする。ただし、貯水槽水道を設置するものにあつては、親メーターで1件、子メーターごとにそれぞれ1件とする。

2 条例別表第5第1項第5号の給水中止、給水装置廃止手数料に関し、給水の再開とは、既設の給水装置で使用を中止していたものを再び使用することをいい、給水装置を新設して給水を開始する場合を含まないものとする。

3 第25条第3項の場合にあつては、原則として、子メーターの利用者から徴収する。

(手数料の徴収方法)

第34条 手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、給水中止、給水装置廃止手数料は、料金の徴収と同じ方法で徴収する。

(手数料の追徴)

第35条 条例別表第5第1項第2号の設計手数料、同項第3号の設計審査手数料及び同項第4号の工事検査手数料が納付された後、工事の変更によりメーターの口径を増すときは、増径後のメーターによる各手数料と既納の各手数料との差額を徴収する。

(手数料の還付)

第36条 条例43条第2項ただし書の企業長が特別の理由があると認めるときは、給水装置の新設又は改造の工事の申込者が当該工事の申込みを取り消したときとする。

第5章 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置)

第37条 集合住宅等のうち3階以上の階層のもの若しくは一時に多量の水を使用するもの又は企業長が必要と認めるものについては、貯水槽

水道を設置しなければならない。

（貯水槽水道の給水装置における届出の義務）

第38条 前条の規定により貯水槽水道を設置する給水装置において、戸（箇所）数に変更があるとき又は各戸（箇所）の引込管の口径に変更があるときは、当該給水装置の使用者又は管理人は、直ちに企業長に届け出なければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第39条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質検査を行うこと。

第6章 雑則

（督促）

第40条 督促は、使用者又は管理人が納期限までに料金を納付しないときに、20日以内に督促状を発付して行うものとする。

（給水の停止）

第41条 条例第49条第1号に該当する場合の給水の停止は、滞納者に督促を行い、督促状の納期限内に納付されないときに行うものとする。

（料金の分納）

第42条 料金の滞納者が真にやむを得ない理由のため分納をしようとするときは、前条の給水の停止の前に確実な保証人2名以上の連署をもって願い出た場合に限り応じることができるものとする。ただし、企業長が特に必要と認める場合は、滞納者による分納誓約書の提出のみとすることができる。

（職員証の携帯）

第43条 職員は、メーターの点検、料金等の徴収及び給水装置の検査に従事するときは、職員証を携帯しなければならない。

2 関係者から請求があったときは、職員は職員証を提示しなければならない。

(委任)

第44条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(泉南市との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、泉南市水道事業事務分掌規程等を廃止する訓令（平成31年泉南市訓令第1号）第9号の規定による廃止前の泉南市水道事業給水条例施行規程（昭和46年泉南市規程第3号）その他の水道事業に関する規程（以下「市規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとする。